

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)イ)について、

「平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間(平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間は、ETC2.0車に限る。)」を、

「平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間(平成29年1月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はETC2.0車に、中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0車(以下「事業用ETC2.0車」という。)に限る。)」に、

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)ロ)について、

「平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間」を、

「平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間(中日本高速道路株式会社が定める日から平成31年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。)」に、

別紙3中、1.(2)⑥イ)について、

「休日(1月2日及び1月3日を含む。)」を、

「休日、1月2日及び1月3日(ただし、平成30年8月6日から同年8月17日、平成30年12月31日から平成31年1月11日、及び平成31年4月22日から同年5月10日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。)」に、

別紙3中、2.のうち、「平成72年1月6日」を「平成72年3月8日」に改める。